

## 6 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定の障害のある人に対して、身体障害者福祉法に基づき、その自立を援護するために交付されるものです。この手帳を所持することにより、各種の福祉サービスを受けることができるようになります。

### ■ 対象者（107・108 ページ身体障害者障害程度等級表参照）

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能・そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に障害のある人（障害の程度により1級から7級までありますが、7級は手帳交付されません）※ 再認定が必要な場合があります。

### ■ 申請に必要なもの

- |                     |               |                |
|---------------------|---------------|----------------|
| ・申請書                | ・県の指定医師による診断書 | ・写真(縦4cm×横3cm) |
| ・マイナンバー（個人番号）が分かるもの |               |                |

※ 申請書類は福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に備えてあります。

※ 県の指定医師については、福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）へお問い合わせください。

### ■ 申請方法

福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に必要書類を提出してください。 ※ 南・北出張所では手続きできません。

### ■ その他

次のような場合も必要書類をそろえて手続きをしてください。

① 手帳を紛失	・申請書 ・写真 ・マイナンバー（個人番号）が分かるもの
② 手帳を破損	・申請書 ・手帳 ・写真 ・マイナンバー（個人番号）が分かるもの
③ 障害の程度変更、 障害追加	・申請書 ・診断書 ・手帳 ・写真 ・マイナンバー（個人番号）が分かるもの
④ 住所・氏名変更 ⑤ 本人死亡	・申請書（死亡の場合は届書） ・手帳 ・マイナンバー（個人番号）が分かるもの ※市外への転出は転出先で手続き

担当：福祉課福祉第二係（電話：025-520-5695）



## 7 療育手帳

療育手帳は、知的に障害のある人・児童に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けるために交付される手帳です。障害の程度は、「A」又は「B」で記載されます。「A」は重度、「B」は中・軽度の障害に該当します。 ※再判定が必要な場合があります。

### ■ 対象者

知的に障害のある人・児童

### ■ 申請に必要なもの

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| ・ 申請書           | ・ 写真(縦4 cm×横3 cm) |
| ・ マイナンバー (個人番号) | が分かるもの            |

※ 申請書類は福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ (福祉申請窓口) に備えてあります。

### ■ 申請方法

- ・ 福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ (福祉申請窓口) に必要書類を提出してください。 ※ 南・北出張所では手続きできません。
- ・ 別に指定する日に児童相談所又は知的障害者更生相談所の面接判定を受けます。

### ■ その他

次のような場合も必要書類をそろえて手続きをしてください。

① 手帳を紛失	・ 申請書	・ 写真	
② 手帳を破損	・ 申請書	・ 手帳	・ 写真
③ 住所・氏名・保護者変更 (市外への転出は転出先で手続き)	・ 申請書	・ 手帳	
④ 本人死亡	・ 手帳		

担当：福祉課福祉第二係 (電話：025-520-5695)



市ホームページ

## 8 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に、その自立と社会参加の促進を図るために交付されるものです。この手帳を所持することにより、各種支援を受けることができます。障害の等級は1級～3級で、2年ごとに更新の手続きが必要です。

### ■ 対象者

精神に障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人

### ■ 申請に必要なもの

① 障害年金（精神障害によるもの）又は特別障害給付金を受給している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 年金証書等の写し</li> <li>・ 同意書</li> <li>・ 写真（縦4cm×横3cm）</li> <li>・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの</li> </ul>
② 障害年金（精神障害によるもの）を受給していない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 医師の診断書</li> <li>・ 写真（縦4cm×横3cm）</li> <li>・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの</li> </ul>

※ 申請書類は福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に備えてあります。

※ 診断書による申請は、精神障害に係る初診日から6か月以上経過している必要があります。

※ 写真がなくても手帳は交付されますが、バス運賃等の割引が受けられません。

### ■ 申請方法

福祉課、各総合事務所、福祉交流プラザ（福祉申請窓口）に必要書類を提出してください。※ 南・北出張所では手続きできません。

### ■ その他

次のような場合も必要書類をそろえて手続きをしてください。

① 手帳を紛失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 写真</li> <li>・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの</li> </ul>
② 手帳を破損	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 手帳</li> <li>・ 写真</li> <li>・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの</li> </ul>
③ 障害の程度変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書</li> <li>・ 手帳</li> <li>・ 写真</li> <li>・ 診断書（年金証書の写しで足りる場合あり）</li> <li>・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの</li> </ul>
④ 住所・氏名変更 ⑤ 本人死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請書（死亡の場合は届書）</li> <li>・ 手帳</li> <li>・ マイナンバー（個人番号）が分かるもの</li> </ul> <p>※市外への転出は転出先で手続き</p>

担当：福祉課福祉第二係（電話：025-520-5695）



市ホームページ